

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について [5年水張り(水稲作付)ルールの具体化について]

令和9年度、水田活用の直接支払交付金の申請の際、令和4年～令和8年度の期間(5年)に一度も水張り(水稲作付)を行っていない水田は、交付金の対象にはなりません。

- ※1 災害復旧事業または農業基盤整備事業の対象となっている農地は、今後の水張りが確実に見込まれる場合に交付対象となる可能性があります。
- ※2 一度交付対象外となった水田は、原則として交付対象水田に戻る事はありません。

## 5年に一度の水張り(水稲作付)について

5年に一度の水張りは、水稲を作付けする事を基本とします。

ただし、以下のすべてに該当する場合は、水張り(水稲作付)を行ったとみなします。

- ①湛水管理を1か月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

※現行ルール：湛水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は、交付対象外。

## 水稲作付によらない1か月以上の 湛水管理を行う場合の留意点

以下のすべてを実施した場合に、湛水管理を行ったとみなします。

- ①畝等を無くし、整地する事
- ②地面が見えない状態まで、水を張る事
- ③週に1回は巡回をして、ほ場の確認をする事
- ④事前に協議会へ申告する事

※申告書の提出が必要です。協議会へご相談ください。

※水田機能を有する農地については、  
原則として令和8年度までに水張り(水稲作付)を実施してください。



※国の方針等により、運用が変更になる場合がある事をご了承ください。

### 【問い合わせ先】

彦根市農業再生協議会 (彦根市農林水産課)  
電話番号：0749-30-6118 FAX：0749-24-9676